

新型コロナウイルス3回目接種のお知らせ

問 健康増進課 ☎75-3355



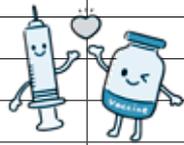
多久市では、2回目接種から6か月を経過した人に3回目接種を実施しています。



【接種券発送予定日】

2回目接種完了日 (令和3年)	接種間隔 6か月	
	接種券発送日(令和4年)	接種開始日(令和4年)
8月29日～9月7日	3月1日	3月1日～
9月8日～9月14日	3月8日	3月8日～
9月15日～9月21日	3月15日	3月15日～
9月22日～9月28日	3月22日	3月22日～
9月29日～10月4日	3月29日	3月29日～
10月5日～10月11日	4月5日	4月5日～

※接種券が届き次第予約可能です
※予約混雑と接種間隔の誤りを防ぐために、接種券の発送日を細分化しています



お
知
ら
せ

■接種で使用するワクチン ワクチン接種センター：武田モデルナ社 / 市内医療機関：ファイザー社

■予約方法 ①多久市コロナワクチン接種センターと多久市立病院の場合：

- ▶LINE
- ▶多久市ホームページ
- ▶コールセンター (☎0120-468-356)

②市内医療機関（多久市立病院を除く）の場合：診察時に予約してください。



【3月から5歳～11歳の子のコロナワクチン接種が始まります】

■対象者：接種当日5歳～11歳 ■使用するワクチン：ファイザー社の5歳～11歳用のワクチン（小児用）
3週間の間隔を空けて2回接種します

5歳から11歳の子を対象としたコロナワクチン接種は3月から開始する予定です。
くわしくは、個人通知、ホームページ、LINE（多久市ワクチン接種予約）などでお知らせします。



▲厚生労働省HP

特別給付金のお知らせ

申・問 福祉課 こども係 ☎75-6118



▲子育て世帯への
臨時特別給付金



▲離婚家庭
などへの
支援給付金

■子育て世帯への臨時特別給付金を受け取っていない人へ

高校生世代までの子どもを養育している人で、まだ申請（支給）が済んでいない人は、申請期限（3月31日）までに申請してください。
◎2月末までに申請がお済みでない世帯には、3月上旬に案内を送付します。

■離婚などで子育て世帯への臨時特別給付金を受け取れない人へ

高校生世代までの子どもを新たに養育している人のうち、離婚などの事情で子育て世帯への臨時特別給付金を自治体または元の養育者から受け取ることができない場合、所得条件を満たしていれば、申請により給付を受けることができます。申請に必要な書類などは、市役所1階福祉課こども係で確認してください。

【給付条件】2月28日時点で高校生世代（平成15年4月2日以降生まれ）までの子どもを養育する人で、令和2年の所得が児童手当支給基準内である人
※中学生以下の子どもを養育している場合、その子どもを対象とした3月分児童手当の受給対象者に認定されている必要があります